

岡山県立岡山支援学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月

いじめ問題への対策の基本的な考え方

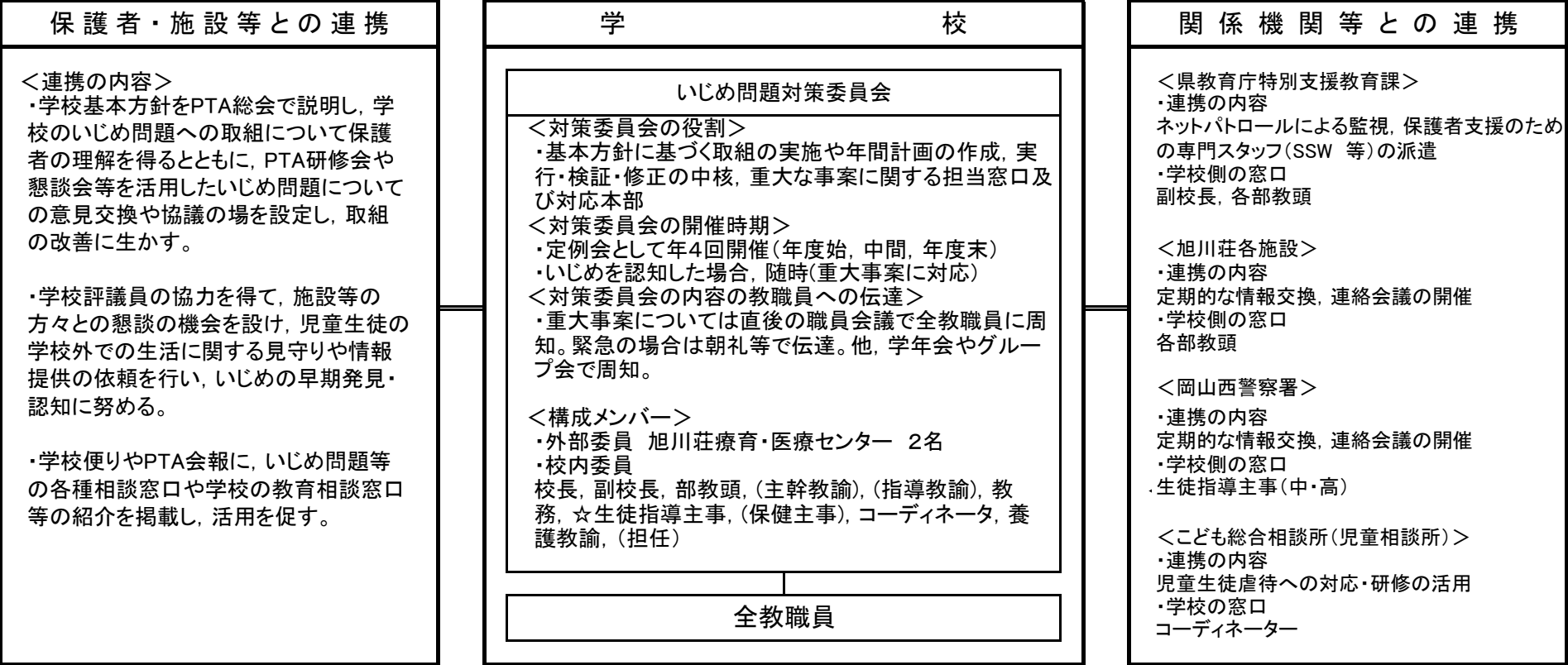
・日頃の児童生徒観察や悩みの相談を受け止める姿勢で、担任のみならず一人の児童生徒に関わる教職員全員で取り組む。
・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
・児童生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で児童生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

○いじめへの組織的対応の検討
いじめを認知した場合、組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会へ報告する。

○いじめの有無の確認
本校児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

○いじめられた児童生徒への支援
いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。

○いじめた児童生徒への指導
いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、講師を招聘し、事例をもとに指導上の留意点についての研修会を行う。 (生徒会活動) ・いじめについて考える週間において、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年で行う。 (STOPit) ・アプリを利用して生徒が悩みの相談ができる校内システムを整備し、運用を開始する。(中・高 I 類型生徒対象)
② 早 期 発 見 ・ 認 知	(実態把握) ・児童生徒の実態把握のためのアンケートを年2回(7月・2月)に実施し、合わせて年3回(各学期)の教育相談を行うことで、児童生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・相談担当の教職員を児童生徒に周知すると同時に、全ての教職員が児童生徒の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童生徒の気になる変化や行為があった場合に備えて、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ・STOPitにて把握したいじめの兆候などに対して、組織で効率よく効果的に対応する。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレット(チェックリスト付き)を配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ 具 体 的 な 行 動	・組織的な対応を行うための行動の流れを確立する。(多くの場合、次の手続と指導とは同時進行) 情報を入手した者は速やかに担任・学年主任に報告→学年主任は学部教頭及び生徒指導係、教育支援係、教務に報告→校内委員会(いじめ問題対策委員会) →学年主任は内容や対応について速やかに職員朝礼等で報告 ・「いじめた」「いじめられた」「第三者」を漏れなく指導する。 ・傍観者的あるいは観衆的立場の児童生徒への指導を怠らない。 ・いじめた児童生徒へも、カウンセリング等を受けられるような手立てを講じる。 ・チェックリストは本校の実情に見合ったものを作成する。